

誓約書

年 月 日

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会 御中

所在地又は住所

名称又は氏名

私は、貴法人の目的に賛同して入会を申し込むに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 貴法人の定款その他の諸規程及び総会の議決に違反し、名誉を傷つけ、目的に反する行為を行いません。
- 2 不動産の鑑定評価に関する法律により、
 - a. 不動産鑑定士等として鑑定評価業務を禁止されていません。
 - b. 不動産鑑定業者として業務の全部の停止を受けていません。
(a、bいずれか又は両方に○を付けてください。)
- 3 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会又は他の都道府県不動産鑑定士協会から、
 - a. 除名処分を受けたことはありません。
 - b. 除名処分を受けましたが、受けた日から5年を経過しています。
(a、bいずれかに○を付けてください。)
- 4 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会又は他の都道府県不動産鑑定士協会の倫理綱紀に関する規定に抵触する行為はしていません。
- 5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号ロからニまでに規定するすべての事由に該当しません。

(参考) 認定法第6条第1号ロ、ハ、ニ

- (1) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 認定法の規定に違反したこと
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反したこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
 - ・ 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
 - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者